

# 病院職員の保育環境を支える 「大学保育園」の 現状・課題と展望

社会福祉法人 緑の丘福祉会 理事・事務局長  
難波 忠清



専門は、物理学、プラズマ科学、核融合学。名古屋大学プラズマ  
研究所を経て核融合科学研究所を2005年に定年退職し、現職。

全大教病院協議会総会「学習会」（2016年2月28日）より

## はじめに

ただ今、ご紹介いただきました難波です。よろしくお願いします。本題に入る前に少し自己紹介をさせていただきたいと思います。ご紹介いただいた肩書きだけを見ますと、社会福祉法人の理事をしていて事務局長なので、さぞかし毎日のようにこの事務所に来て仕事をしているだろうと思われるかもしれませんが、しかし、実はそうではありません。簡単にいえば、ボランティアでお手伝いをしていると考えていただければイメージしやすいと思います。

私の本職は、もともとは名古屋大学の教員をしておりまして、しかも全然保育と縁もゆかりもない理系の物理の研究所におりました。もう定年退職しまして、今年誕生日を迎えますと後期高齢者になります。うんと昔ですけれ

ども、実は私の長女が生まれた時、正確に申しますと長女がおなかにできた時に、「何とか保育所に！」ということで保育所運動を始めて、私は逃げ足が遅いものですから、ずっと45年間そのままやっております。

こういうところへ呼び出されたのには理由があるのかもしれませんが、もうほとんどの人がご存じないかもしれないのですが、この全大教という組織が、その昔、日教組大学部と言っていた時代なのですけれども、その時代は毎年大学関係の保育所交流集会をやっていたのです。その保育所交流集会自身は日教組大学部医大懇の中の保育所関係者の集まりで、そういったものをしなければいけないという話になって作られたのです。

そこへ、毎年のように参加していました。集会もだんだん大きくなって、日教組大学部の執行部で、これは専門の人を置かなければいけないという話に何となくなり、そこで、私が日教組大学部の保育所の専門委員を頼まれ、長年務めておりました。その関係で、当時は、日教組大学部から給料をもらったわけではありませんけれども、かなり頻繁に呼び出されたりしていました。

ですから、今日お集まりの皆さんのところでは、新潟大学の「あゆみ保育園」だったと思うのですが、出向いてお話しをさせていただいたことがあります。それから徳島大学へもお邪魔しました。ほかにも、東北大学や九州大学、山口大学にも一度行ったような気がします。そういったことをずっとやってきました。

そういう立場で、決して私は保育や福祉の専門家ではありません。けれども保育所運動にずっと関わってきたので、現在も「緑の丘福祉会」、これは名古屋大学の中にある2つの認可保育所を含む全部で4つの保育所の運営に関わっている訳です。

まず、今日のお話しをするにあたって、皆さんがどの程度保育所に絡んでいらっしゃるかというのはよくわからないままに、少し基本的なところから話をということでしたので、そもそも保育所とは一体何なのかというところから始めさせていただきます。

## 「児童福祉法」、「子ども・子育て支援法(新制度)」について

**保**育所というのは、子どもが生まれて、働かなければならないので子どもを預ける場所、と思われています。それで正しい理解であると思うのですが、一応、法律上は児童福祉法で定められています（図1）。児童福祉法ですから、これは親が労働するかどうかということではなく、労働であるとか病気だとかで子どもが放置されたときに、その子どもに対してどうすべきかを決めている法律です。

その観点からして、そういったときに子どもをきちんと保護する施設が保育所です、ということがうたわれています。図1の一番下の行の「当該児童を保育所において保育しなければならない」とあります。誰が、というと「市町村が」と書いてあるのです。

市町村はきちんと保育をしなければならないというのが法律上の縛りです。要するにしてもいいとか、するように努めなさいではなくて、しなければなら

ない、というのが児童福祉法です。これが第2項以降に、しかし例外的にはこうしてもいいとかあしてもいいとかいろいろ書いてあるのですけれども、原則はしなければならないことになっています。

では、今のは児童福祉法ですけれども、社会福祉法というのがもう一つありまして（図2）、こちらには社会福祉をするどんな事業があるのか、ということが決められております。

例えば、介護、あるいは子どものことと言えば、親がいない、虐待を受けた等で保護しなければいけないといったところです。このような入所施設は、第一種社会福祉事業です。保育所等というのは第二種社会福祉事業と定義されています。ここにあるようなものを保育所といいます。今は保育所が多いもの多くて、町の大きなターミナルを出たらあちこちに保育所だとか保育園だとか看板がかかっていますけれど、ほとんどがここに言う保育所ではないものです。法律上それらは全部保育施設と呼んでいます。施設であることには変わりはないので保育施設と呼んでいます。保育所というのはここ

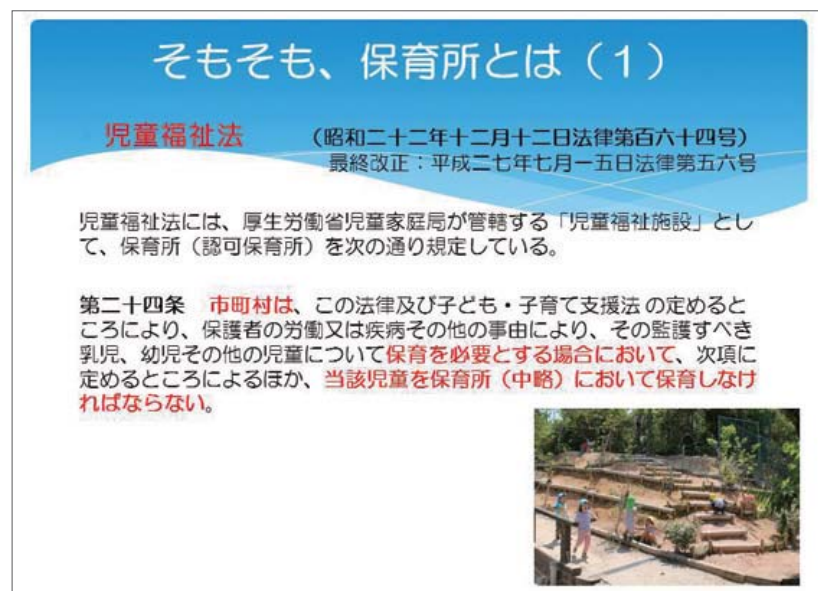


図1 「そもそも、保育所とは（１）」

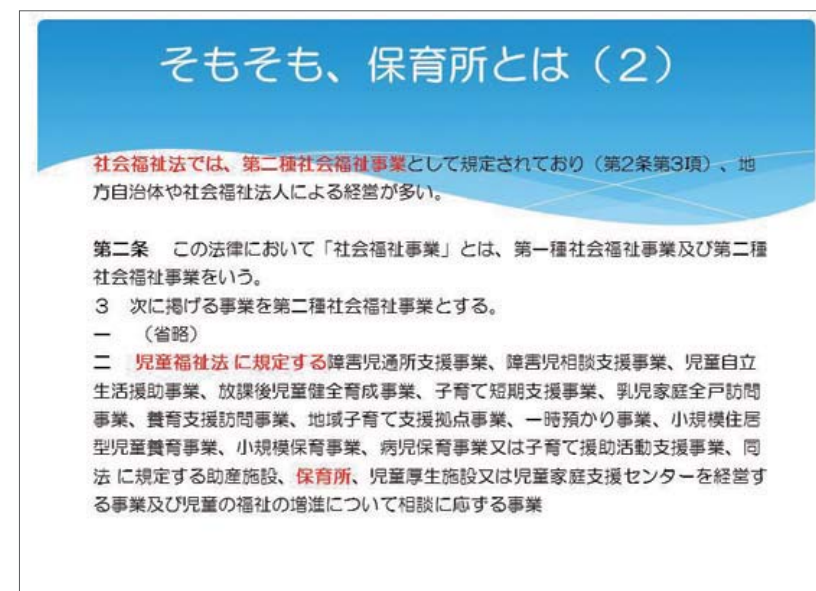


図2 「そもそも、保育所とは（２）」

に書かれたものを言います。

さて、今年度（2015年度）4月から、「子ども・子育て支援法」という法律が施行されました（図3）。厚生労働省が出したハンドブックを見ますと「幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく」と、そのために保育所の整備をしたりといろいろありまして、消費税の増税を行って10%に上げた時にはその中から毎年7,000億円を充てますと。

これは私の言葉ではなく、ハンドブックに書いてあるからこう書いただけで、実際にどうやってくれるかは分かりませんが、これをするために子ども・子育て支援法を今年度はじめから実施しております。

皆さん実際に保育園に子どもを預けられたりしていらっしゃるでしょうけれども、実はこの制度、どたばたで始まっています。本質的な問題がたくさんありますし、決して子どものためになっているとは思えにくく、この制度は株式会社を保育の分野に参入させるために作った法律のようなものと言え

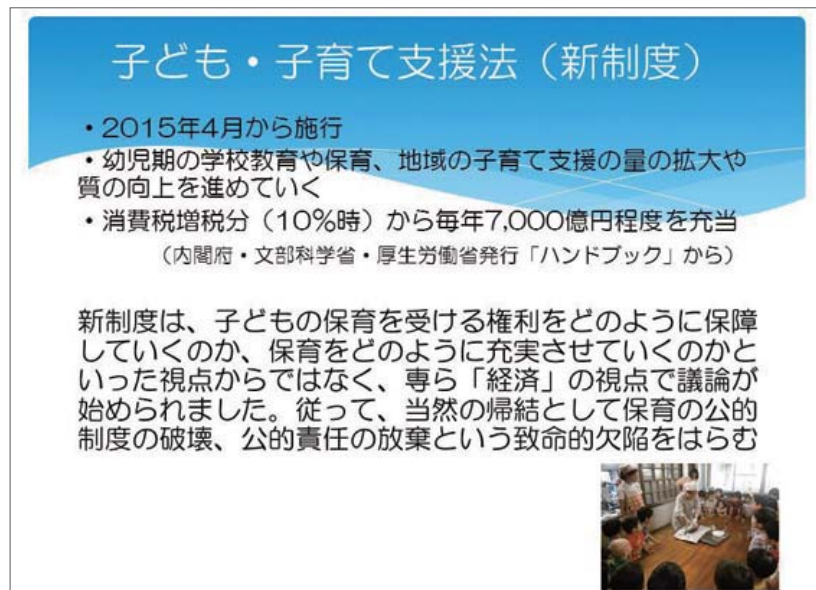


図3 「子ども・子育て支援法（新制度）」

るでしょう。

先ほどお見せしました児童福祉法に、何が書かれているかという（図1）、「第二十四条 市町村は、この法律及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保護者の労働又は疾病その他の事由により、その監護すべき乳児、幼児その他の児童について保育を必要とする場合において、次項に定めるところによるほか、当該児童を保育所（認定こども園法第三条第一項の認定を受けたもの及び同条第九項の規定による公示がされたものを除く。）において保育しなければならない」と書かれているのです。つまり、市町村は保育をしなければならないとなっているのです。実はこれを作るときに、まだ案の段階では全部削ってあったのです。そんなことは無しにしましょう、義務は課さないということにしましょう、と。義務を課さなければ何がいいかというと、お金がなければそれはやらなくてもよろしい、となるからです。それを保育関係者の反対で復活させています。

あとでも述べますけれども、皆さんも待機児童が多くて困っているという話は、新聞にもよく出ているのでご存じだと思います。待機児童というのは、入所を申請したけれども入れなかった子どもたちのことをいうのですが、市町村は入れる義務がなくなったら待機児童が一挙にゼロになるのです。実際には待機児童でも入れる義務がないので、待機児童が居ても居なくても、市町村にしてみれば義務がないから待機児童が一挙にゼロになる。実際には、これだけ待機児童がいるので市町村はどれぐらいの数の保育所を作ればいいのかという目標を定めるためにも必要なのです。したがって、入れる義務がなくなったならば、そのようなものをいくら作ればいいのかということを考える必要がなくなるという意味で待機児童が一挙にゼロになるということなのです。「待機児童」という概念が意味を持たなくなると言っても良いかも知れません。

と同時にこの法律どうしても作りたいということで、つまり消費税との関係もあってどうしても作らなければいけないということで作りました。ただし法律はできたのですけれども、いろいろな運用細則の類いの法令、省令はできていなくて、通知などもほとんど1年経過したつい先日きたとか、昨年



の4月にやっていなければいけないことを今ごろになって通知が来ているという、相当ドタバタで進んでいるのがわかります。

では、その新しい法律の中でどのような保育施設があるのかということを見てみます(図4)。真ん中の少し大きく書いている左側に幼稚園がありますね。これは従来からある幼稚園です。それから右側に保育所とあります。これもだいたい従来からある保育所です。当初、こんなものは両方なくして上にある認定こども園と一括りにしたいということだったのですが、どちらかといいますと幼稚園の側からの反対が強くて、従来のままということになりました。片方が残ったので、もう片方も残ったということなのです。幼稚園のところだけ枠からはみ出していますね。この新しい制度は、基本的に厚生労働省の管轄ですが、幼稚園は文部科学省の管轄です。したがって、枠からはみ出してしまっていますね。日本の特徴として、教育と福祉では、教育のほうが重視されているようです。何となく高いといえますか、位置づけが高いのです。

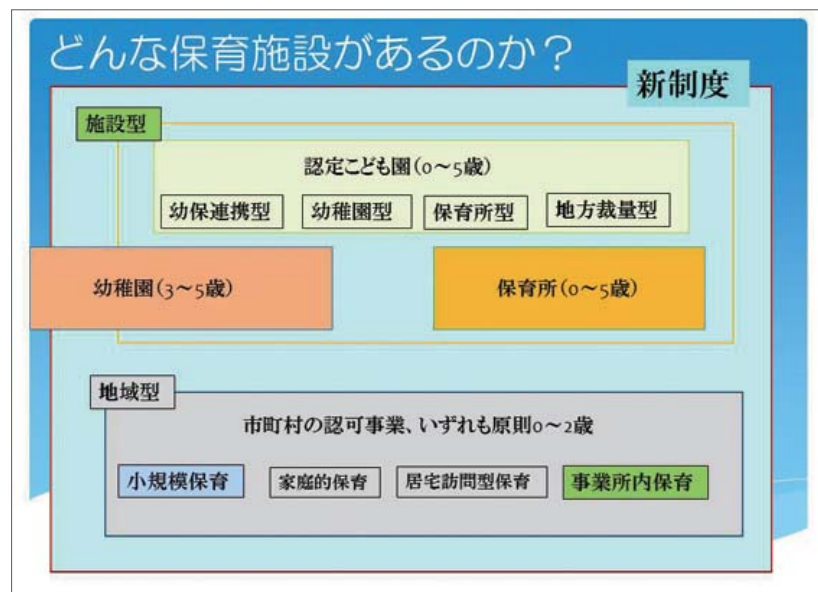


図4 「どんな保育施設があるのか？(1)」

その一番分かりやすい例が、幼稚園の先生と保育所の保育士の給料は全然違います。これは、教育職と福祉職なものですから全然違う、ということですよ。幼稚園のほうは、やはり文部科学省の管轄下で残っていた方が格が高いし、待遇も良いということで残っております。

それから図4の下をご覧ください。新たに地域型というのができました。その中には小規模保育、つまり小さい保育所をいっぱい作りましょうということです。それから家庭的保育、居宅訪問型保育があります。居宅訪問型保育とは、保育士が子どもの家を訪れて保育します。それから事業所内保育も入ってきました。

それ以外に、子ども支援制度と私たちは簡単に読んでいますが、子ども・子育て支援法の中には「地域子ども・子育て支援事業」(図5)というのがいっぱいここに組み入れられました。下から3つ目の「放課後児童クラブ」、要するに学童です。学童もこの中に組み込まれました。したがって、社会福祉法人のわれわれのところでも、われわれの政策として学童保育所を運営し

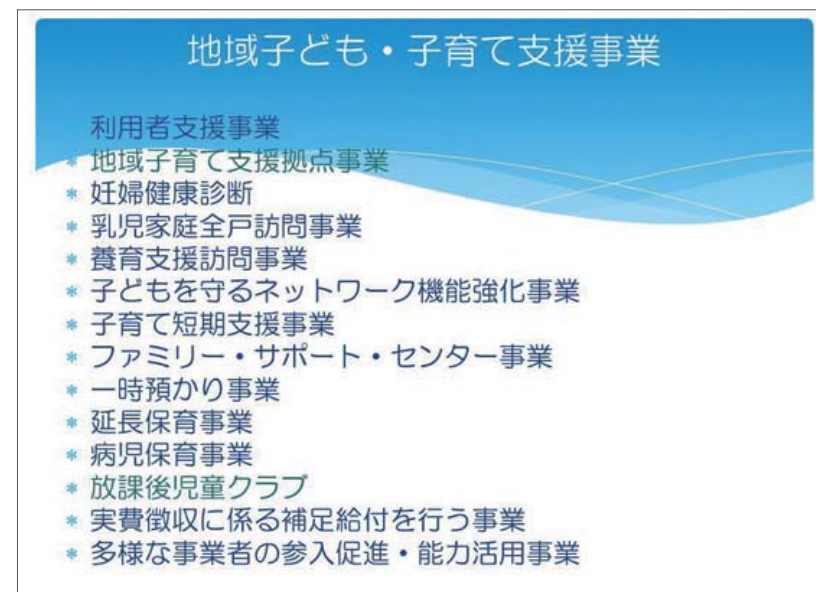


図5 「地域子ども・子育て支援事業」

ようと思えば法律上はできることになりました。実際に学童を経営している社会福祉法人はたくさんとは言いませんけれど一定の数あります。

上から2つ目に「地域子育て支援拠点事業」というのがあります。名古屋市の場合だと、各区で2つぐらいの園が実施しているのですが、お子さんが保育所に入所はしていないのだけれど、地域で孤立してはいけないうので保育所を開放しています。子どもたちは、ほぼ毎日のように来ます。保護者と一緒にいらっしゃるのですけれども、保育所で遊んだり、クリスマス会や七夕といったイベントの時は食事を提供するときもあります。普段は一緒に遊んで、本を読んだり、散歩をしたりしています。お母さんに対しては、離乳食の作り方とかを教えたりもします。これは拠点事業といいまして、全部の保育園がやっているわけではないのですが、こういった取り組みも支援制度の中で位置づけられるようになりました。

## 保育所が、いま抱えている問題

**現**在、保育園が抱えている問題点というのは、いろいろなことをお話ししたいのですが、今日は2つだけに絞りたいと思います。

一つは待機児童の問題、もう一つは保育所の人材不足です。これは保育所のと書きましたけれども、保育園には、保育士だけではなく、栄養士、調理師、それから看護師も必要なのですけれども、それが募集しても募集してもなかなか集まらないという状況です。こういったことについて少しお話ししたいと思っています。

まず、皆さんが年齢的に子育て世代かどうか分からないのですけれども、ご自分の子どもあるいはその子、つまりお孫さんを保育園に入所させたい、私が言います保育所はいわゆる認可保育所のことなのですけれども、そこに入所させるためには市町村へ申請し、そして認定をしてもらわないといけません。確かにあなたは仕事をしている、あるいは病気で子どもの保育を家庭ですることができないので保育所に預ける必要があるということを認定

してもらいがあるのです。いまの新しい法律の下では1号認定、2号認定、3号認定とあります(図6)。

1号認定というのは昔で言うところの幼稚園です。3歳以上の子どもであって、これは教育認定と言っているものです。2号認定というのがいわゆる普通の保育所、つまり認可保育所に入ることなのですけれども、これを2号というのが3歳児以上です。それから3号というのは3歳児未満という、それだけの違いです。保護者の労働や疾病などで家庭において保育が困難な子どもということになっております。

実は認定というのは、してもらった、ただしこれは単にはじめの一步であって、認定をしてもらったのですぐ入れるというわけではありません。認定自身は働いているという証明書等があればもらえるのです。比較的簡単にもらえます。ほかの、例えば公害病の認定のように非常にハードルが高いわけではありません。ただ認定をされたから入れるかどうかはまた別の問題なのです。受け入れる側のキャパシティ、容量が決まっているものですから、

| 支援を受ける(保育所などに入所する)子どもの『認定』         |                                               |                        |
|------------------------------------|-----------------------------------------------|------------------------|
| 保育所に入所させるためには、まずは市町村の「認定」を受ける必要がある |                                               |                        |
| 認定種別                               | 認定区分                                          | 施設・事業                  |
| 1号認定<br>(教育)                       | 満3歳児以上就学前<br>2号認定以外                           | 幼稚園・認定こども園             |
| 2号認定<br>(保育)                       | 満3歳児以上就学前<br>保護者の労働、疾病などで、家庭において<br>保育が困難な子ども | 保育所・認定こども園             |
| 3号認定<br>(保育)                       | 満3歳児未満<br>保護者の労働、疾病などで、家庭において<br>保育が困難な子ども    | 保育所・認定こども園・<br>小規模保育など |

図6 「支援を受ける(保育所などに入所する)子どもの『認定』」

入れない。申請することはできるけれども受け入れてもらえるかどうかは分からない状況です。実は、入所には「利用調整」(図7)が行われているのですが、このとき、どういう基準で調整するかについては、各自治体によって

表1 「名古屋市『利用調整基準表』一部抜粋」※全2ページURL ↓  
(<http://www.city.nagoya.jp/kodomoseishonen/cmsfiles/contents/00000000/409/riyochouseikizyunhyo.pdf>)(\*「調整指数」は2ページ目に記載あり)

| 保育の必要な事由等             | 保護者が保育できない理由・状況                                            | ランク                                                  | その他の世帯状況                                                            |
|-----------------------|------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|
| 居宅外就労<br>(外勤・居宅外自営)   | 1日4時間以上かつ週4日以上の勤務に該当する場合                                   | 1週40時間以上勤務<br>1週30時間以上勤務<br>1週24時間以上勤務<br>1週16時間以上勤務 | A<br>B<br>C<br>D                                                    |
|                       | 1日4時間以上かつ週4日以上の勤務には該当しないが、月64時間以上働いている                     | F                                                    | 【ランクアップ項目】<br>①については3ランクアップします。                                     |
|                       | 就労予定                                                       | (※1)                                                 | ②～④については各項目1ランクずつアップします。                                            |
|                       | 居宅内就労<br>(内勤・居宅内自営)                                        | 1日4時間以上かつ週4日以上の勤務に該当する場合                             | B<br>C<br>D                                                         |
|                       | 居宅外就労<br>(居宅外自営協力者)                                        | 1日4時間以上かつ週4日以上の勤務に該当しないが、月64時間以上働いている                | E<br>G                                                              |
| 産前産後                  | 出産又は出産予定日の前後各8週間の期間にあつて、出産の準備又は休養を要する                      | (※1)                                                 | ①～④の複数は該当する場合は最高で3ランクまでアップします。その範囲内で上限に達した際は、1ランクを2点とし、調整指数に読み替えます。 |
|                       | 入院または入院に相当する治療や安静を要する自宅療養で常に病臥している場合                       | A                                                    |                                                                     |
|                       | 通院治療を行い、常に安静を要するなど、保育が常時困難な場合                              | B                                                    | ①ひとり親世帯等                                                            |
|                       | 通院治療を行い、月16日以上かつ週16時間以上の安静が必要で保育が困難な場合                     | D                                                    | ②既にきょうだいが利用している施設への申込                                               |
| 障 害                   | 身体障害者手帳1～2級、精神障害者保健福祉手帳1～2級、愛護手帳(療育手帳)の交付を受けていて、保育が常時困難な場合 | H                                                    |                                                                     |
|                       | 身体障害者手帳3級または精神障害者保健福祉手帳3級の交付を受けていて、保育が困難な場合                | A                                                    |                                                                     |
|                       | 身体障害者手帳4級の交付を受けていて、保育が困難な場合                                | B<br>D                                               | ③家庭保育室・乳児専門保育所・準乳児専門保育所・小規模保育事業・家庭的保育事業等の卒園児                        |
| 親族の介護                 | 臥床者・重症心身障害児(者)の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月20日以上かつ週40時間以上保育が困難な場合 | A                                                    | ④生計主宰者の失業                                                           |
|                       | 病人や障害者の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月16日以上かつ週24時間以上保育が困難な場合         | C                                                    |                                                                     |
|                       | 病人や障害者の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月16日以上かつ週16時間以上保育が困難な場合         | E                                                    |                                                                     |
| 災害復旧への従事              | 震災、風水害、火災その他の災害により自宅や近隣の復旧に当たっている                          | A                                                    | ①～④は優先順位ではありません。                                                    |
| 通 学                   | 就職に必要な技能習得のために職業訓練校、専門学校、大学等に月16日以上かつ週16時間以上就学している         | E                                                    |                                                                     |
| 求職中                   | 求職中                                                        | H                                                    |                                                                     |
| 育児休業中の利用<br>(3歳以上に限る) | 当該年度復帰予定の復帰時点前月まで<br>翌年度以降の復帰                              | (※2)<br>H                                            |                                                                     |
| その他                   | 児童福祉の観点や児童の発達支援のために、社会福祉事務局長が特に必要と判断した場合                   | (※3)                                                 |                                                                     |

(※1)就労予定の場合は就労時点就労実態に基づくランクから2ランクダウンします。

(※2)復帰当月時点就労実態に基づくランクから2ランクダウンします。

(※3)当該児童・世帯の状況に応じてランク、利用先を社会福祉事務局長が別途判断します。

微妙に違ってはいますが、だいたいよく似ております(表1)。

ランクはA、B、C、D、…、Hぐらいまでありますが、現状で言いますと、とにかくキャパシティが少ないので、Hのランクになるとほとんど入所が不可能です。上のほうでないと駄目です。

大学の職員でフルで働いていらっしゃる方は、Aランクなのでまだいいのです。待機児童で皆さんの周りでお困りの方がいらっしゃるとするならば、いまで言う契約職員とか短時間契約職員とか、そういう方々はだいぶ低いランクになってしまいます。そうするとなかなか入れません。

私たちの周りでは、病院のドクターで入れない人が続出しています。なぜかといいますと、例えば名大病院にフルでお勤めの方だいいのですが、名大病院には週3日くらい出てきて、それ以外の日は別の病院に行っている、あっちの病院こっちの病院に行っている。そうしますと、どうしてもランクが下がりがまして、入れてもらえないというケースが出ているようです。同じランクで並んだ場合はどうするかと言いますと、「調整指数」※というのがある

「認定」は、『はじめのいっぽ』

- 認定されても、希望者が多く、「利用調整」という名の難関が待ち受けている。
- 保育所は、「狭き門」 → 「公平」に
- 「第6希望」まで、記入して申請
- 「ポイント制」の導入
- 結果：「待機児童」の発生

図7 「認定」は、『はじめのいっぽ』



り、たくさん項目がありまして、これがあつたら点数を加算をするとか、逆に減点もあります。確かに入所は必要だけでも、とりあえず認可外へ実際に預けている場合は、マイナス1点とかになります。そういう形で調整しているのです。

行政の言い分は、税金を使って入れるのだからきちんと公平に入れましようということで点数制になっています。これで困っているところがいっぱい出てきて、狭き門になっているのです。

希望は、第6希望まで書かれます。すると、自宅や職場からかなり遠く離れたところでも書かざるを得なくなります。例えば病院職員の場合には、特に勤務時間の関係で預けられる保育所は限定されますので、どこでもいいわけではなくなってきました。名古屋市で言えば、名大病院は昭和区にあるのですが、勤務先から自宅からも不便な北区や港区など、あちこち書かないと駄目だとか、あるいは先ほどの図4の下の方の地域型という小規模保育だとかあるいは家庭的保育だとか、そういったところまで全部書かざるを得な

い状況が出ています。

結果として待機児童も発生せざるを得ない。需要と供給でその供給が追い付いていないわけですから待機児童が発生しております。

待機児童とは(図8)、保育所等利用の待機児童がきちんと定義されております。「調査日時点において保育の必要性の認定」、これは2号か3号です、1号の幼稚園はカウントしておりません。2号か3号で申し込みをしているのだけれど利用していないものを把握する。

ここで大事なことは待機児童の数(図9)、困っている人の数を把握することが目的で把握しているのです。先ほど最初に言いました児童福祉法24条で入れなければいけないと言っているの、それがために把握しなければいけない。そのために待機児童を把握しております。そうはいっても、実際に待機児童数の対象者ですが、こういう状況にある人はカウントしないということが起きています。例えば、いったんここに入りなさいと勧められたけれども、保育時間の関係で無理だと言って断った場合、それはあなたが勝手に

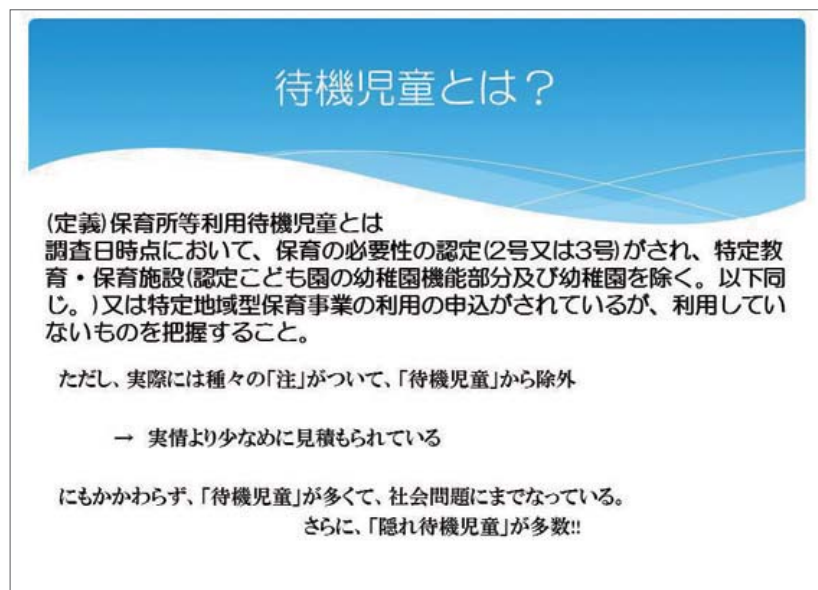


図8 「待機児童とは？」



図9 「待機児童数」

断ったのだから待機児童ではありません、ということで省かれてしまいます。

それから、下の子どもの育休を取っている場合、上の子どもを認可保育所へ預けたいと言っても、それは駄目という自治体が結構あります。育休を取って家にいるのだから上の子どもは自分のとろできちんと面倒を見なさいというのがあります。もともと入っていた認可保育所を退所させるケース等、いろいろな理由をつけて待機児童を減らそうとしているわけです。

これだけやっても待機児童が多すぎるので、社会問題になっています。待機児童がどれだけいるかというところ今年で23,167人、これは全国です。確かに空き定員があるところもあるのです。子どもの数が少ないところも実際にあります。地域的な偏り、日本全国だとこうなりますけれども、過疎地では定員が空いているところもあります。

だけど日本全体で見れば、保育所は全く足りていません。図10を見ていただいたらびっくりするのですが、2001年に待機児童ゼロ作戦が始まりました。同時に、厚生労働省は待機児童の定義をそれまでのものから変更しま



図10 「待機児童数」

した。待機児童をゼロにしたいということでやったのです。黒いほうのセルが旧定義の数で、赤いセルは新定義となっています。普通、統計を取る時には定義を変えずにずっと何十年と同じ定義でやらなければいけないのに、定義を変えたものですからそこで一挙に下がったのです。つまりこれまでは待機児童にカウントしていた人たちも、あなたは待機児童ではありませんとしてしまったものだからこれで一挙に減ったのです。したがって、現在表向きで公表されているのは赤のセルで作成されたグラフです。

ところが厚生労働省もきちんと旧定義によるとこれだけになるということ把握してはいます。かっこいい政策として、待機児童ゼロ作戦があって、新待機児童ゼロ作戦がもう一回ありまして、現在、待機児童解消加速化プランが進んでいるところです。2016年1月13日でしたか、衆議院予算委員会でこれが取り上げられまして、安倍首相が答弁に行き詰ったところがあります。

安倍首相が何を言ったのかといいますと、アベノミクスで就業者数が90万人増えました。したがって、当然ながら保育を必要とする子どもも増えた。これは、アベノミクスが進んだ証拠であって、大変だけれどもこれはうれしい悲鳴です、ということをしたのです。それに対して、質問が二つありました。増えたのは就業率にすぎず、しかもどこが増えているか、就業者数は5歳単位でカウントして統計を取っていますので、25～44歳ぐらいまでの子育て世代の就業率は増えたのですが、実際の就業数はここ数年ほとんど横ばいで、2014年から2015年にかけては、わずかですがむしろ減っているのです。それで、待機児童が増えたとうれしい悲鳴を上げているとは何事かと。現場では「悲しい悲鳴を上げている」のだと。安倍首相の最後の答弁は、質問の事前通告に数の問題は入っていなかったもので、調べますと言って終わったというお粗末な結果でした。待機児童というのは、国会でも取り上げられるぐらい重要な問題になっております。

待機児童数の集約は、先ほど少し言いましたけれども、すべて市町村の責任なのです。したがって市町村によって違います。待機児童の大きな定義は一緒なのですが、例えば、保育ママを利用している場合、世田谷、横



浜、大阪、名古屋などは全部カウントしていません（図 11）。ベビーホテルなど認可外の施設を利用しているのは、だいたいぜんぶ待機児童に入れていきます。

それから、幼稚園も実は預かり保育をやっているところがないわけではありません。それを利用してれば、待機児童にはカウントしませんとか。育休を延長した、というのをカウントするところとしないところがあります。求職中で入園申請している場合は、ほとんどどこでも待機児童としています。

まだ就職はしていないけれども、職を探しているところ、ただこれはほとんどがハローワークできちんとやっている人だけです。自宅でインターネットで一生懸命職を探している人が多いですけども、それは待機児童とは見なさないところもあります。というようなことです。

特定の保育園を希望していたけれども辞退しているとか、預け先が見つからなかったため仕事を辞めたとかいろいろなケースを○とか△とか×とか

あります。これは自治体ごとで違うのです。

図 11 にある緑が公式の待機児童数で、赤が実際に保育所に入れなかったという旧定義で集約したものです。これだけ差があります。横浜は 4 年ぐらい前までは、待機児童が日本で一番多い都市でした。政令指定都市の中で、一番多かったのです。それがゼロになったと言っていますが、実際は、隠れ待機児童がこれほど多くいるのです。名古屋は私の地元ですけども、今年度の初めにゼロになったと言っていましたけれども、実際には今年度（2015 年度）10 月ですでに 100 人単位でいます。たいてい年度初めは、がたんと減るものなのです。というのは、何人かが卒園をして小学校に入りますので、その空きを一度に受け入れる関係でたいてい減ります。それが、年度途中でどんどん増えていくというパターンとなっています。4 月でゼロだったのが 10 月 1 日で、名古屋市内で 100 人を超えています。実際は、数百人だったと思います。一つの区だけで数十人いると言われています。

こういう待機児童のいる市町村は昨年と比べて 36 増えて 374 あります（図

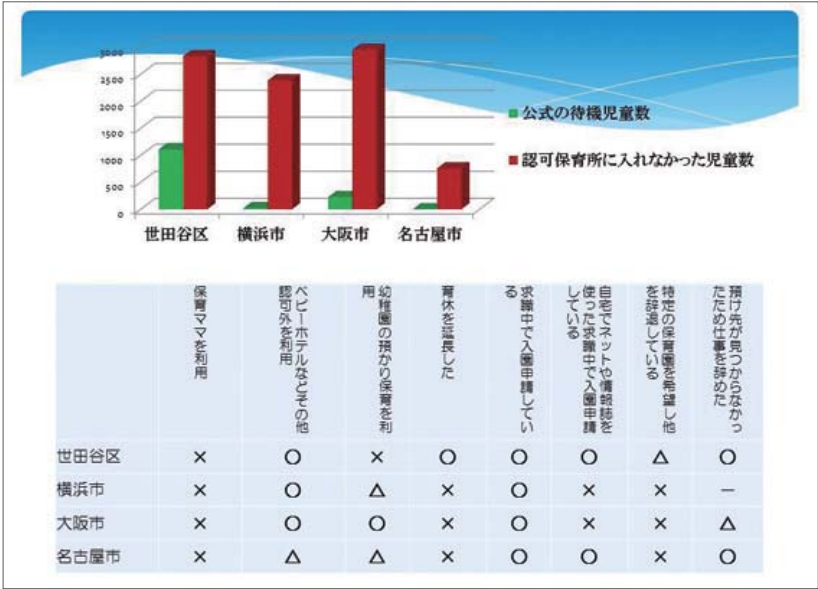


図 11 「公式の待機児童数と認可保育所に入れなかった児童数」

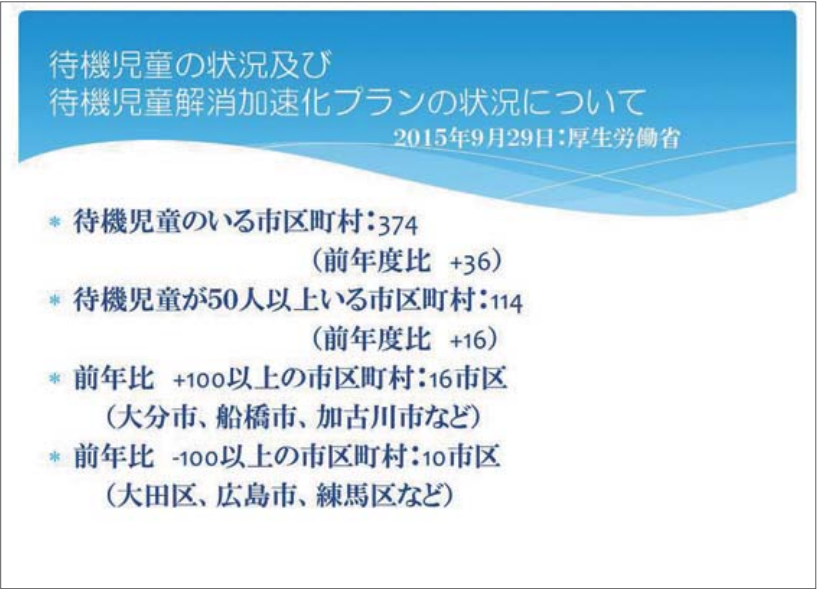


図 12 「待機児童の状況及び待機児童解消加速化プランの状況」について

12)、今一番多いのは世田谷区です。世田谷区は1,182人で、200人以上いるのがこれだけあります（図13）。

世田谷区については、区長の意見がありまして、ただ待機児童を減らせばいいというのではなく、保育の質が大事なのだとおっしゃっていらして、同じ作るのであればできるだけまともなものにしたい。そのために無理やり人為的に数を減らすということはやらないほうがいいのではないかとということが多くなっています。世田谷区は待機児童数が多いのは事実ですが、少なくとも数を正しく把握しようという意味で、正しく行っていらっしゃると私は思っております。世田谷区長の保坂展人氏は、インタビューに対して「世田谷区が一貫してこだわっているのは「保育の質」の確保です。量的拡大のためには、『質』がついてこなくてもいい、という立場は取りません」と答えていらっしゃいます（週刊朝日のインタビュー記事による）。

それから保育所の数（図14）ですけれども、今年度（2015年）は新制度が始まりました関係で保育所の数がむしろ減っております。しかし、先ほど



図13 「待機児童数が200人以上の地方自治体」



図14 「保育所等数の推移」

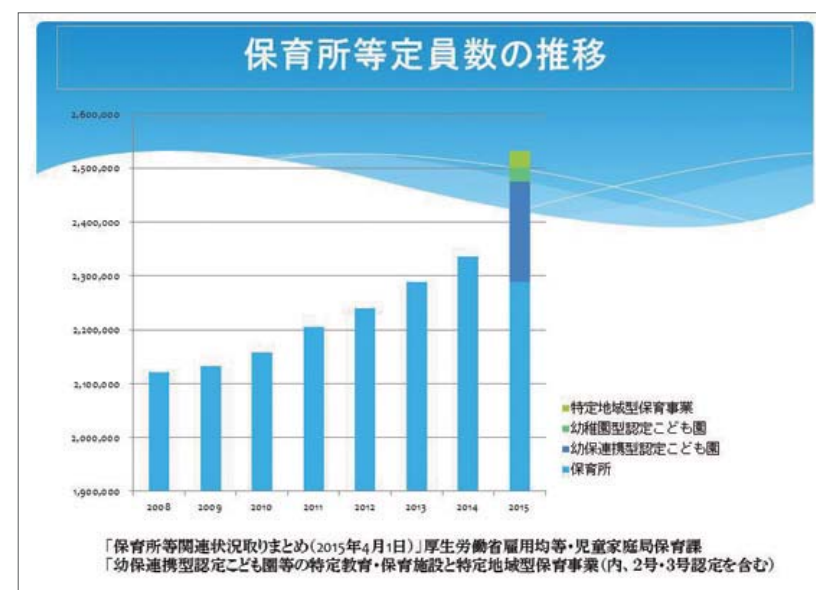


図15 「保育所等定員数の推移」

お見せしたような図4にある幼保連携型だとか、いろいろなほかのところが増えたことで『保育所等』の数は増えております。一番上の黄色い部分は、これまでは保育所と見なさなかったものを見なしたものですから、見かけ上、増えたことになっております。保育所の定員(図15)はこのように増えてきております。

次に、保育士の不足(図16)の問題について、少しお話しします。これは、有効求人倍率を保育士だけについて見たところですが、だいたい1を常に超えております。統計が私の手元に2013年度までしかなく、今年度の方はまだ出ていないようですが、ほぼ1.5を切ることはない感じです。それぐらいが保育士不足の実態です。保育士の有効求人倍率は1月が一番多いのです。

実際に保育士資格を持っている人が、なぜ就職をしないのか。保育士資格を持っている人はたくさんいるのですが責任の重さとか、事故の不安、それから就業時間が希望と合わないとかいろいろあります。図17と図18はアンケート結果です。一方、賃金が希望と合わないというのが非常に多いで

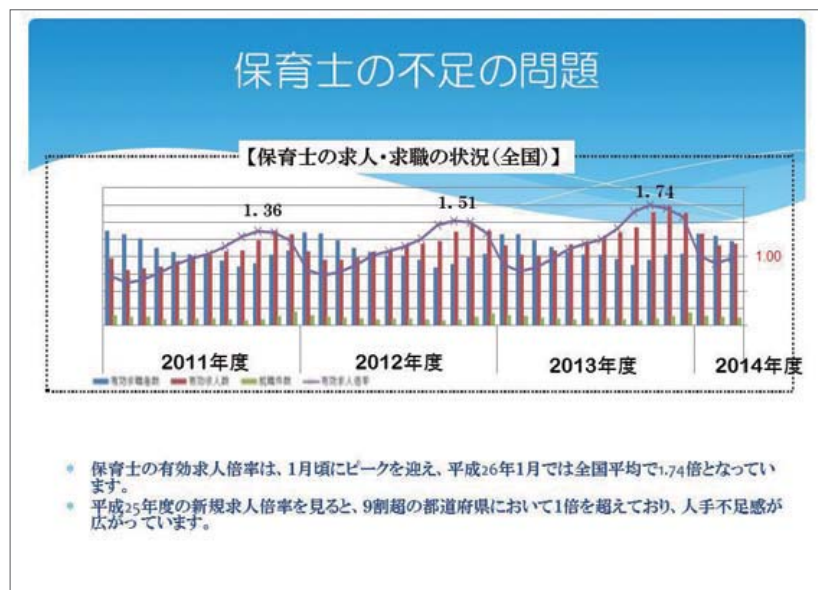


図16 「保育士の不足の問題」

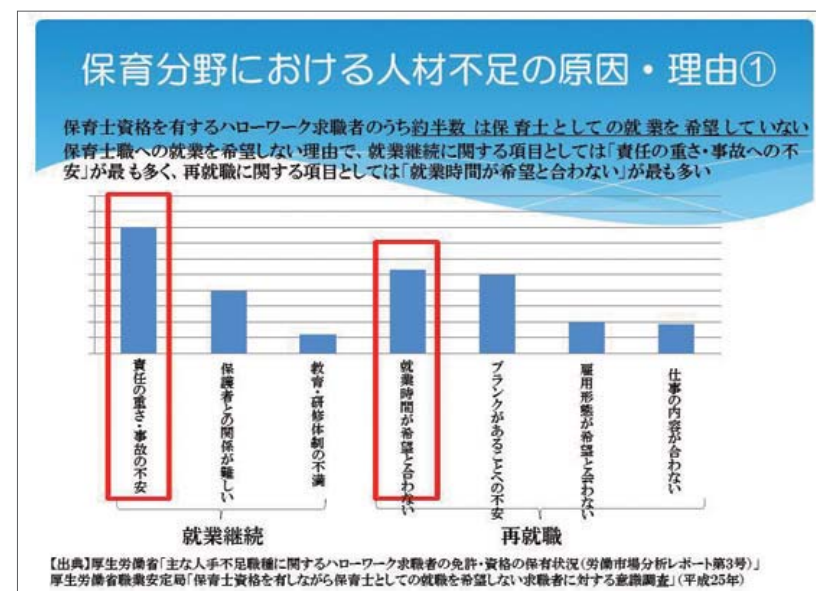


図17 「保育分野における人材不足の原因・理由①」

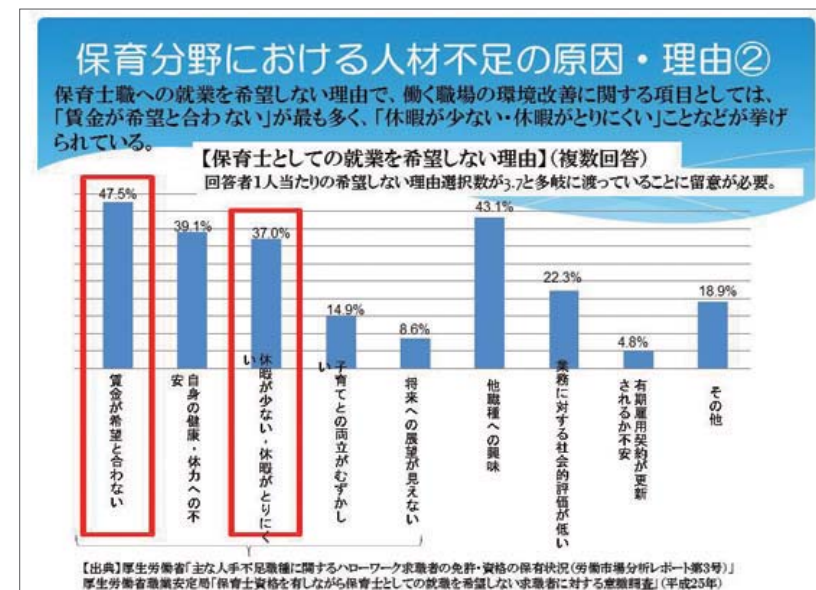


図18 「保育分野における人材不足の原因・理由②」



す。休暇が少ないとか休暇が取りにくいとかいうのがありますが、やはり賃金が一番多いです。

もう一つのアンケート結果（図 19）で、仮に就業を希望していない理由が解消したとしたらきちんと職に就きますかという質問に対して、だいたい6割以上がきちんと就職したいと考えていらっしゃいます。つまり、就業を希望していない理由を解消させることが非常に大事だということです。

いま、政府は保育士試験を年2回やりましょうとか3回やりましょうとか言っていますが、それよりも大事なことは、すでに保育士資格を持っている人が就業していない理由を解消すること。そのことのほうが大事だと私は思っております。

保育士給与水準というのですけれども、政府は賃金構造基本統計調査を毎年実施しております。図 20 が一番新しい 2014 年度（平成 26 年度）の分です。全職種で言いますと平均年齢が 42.1 歳、勤続年数が 12.1 年、それから所定内給与額が 29 万 9600 円、ほぼ 30 万円ですけれども、保育士は、勤続

年数が 7.6 年と短い。それから賃金は 20 万 9800 円ですので、平均と比較すると約 9 万円少ないということです。それから幼稚園の教諭と比べると 2 万円ぐらい、看護師さんと比べたら 10 万円とは言わないですけど 9 万円ぐらい少ないです。

先ほど保育は福祉、それから幼稚園教諭は教育と言いましたけれど、これの違いなのです。要するに福祉職か、教育職か、あるいは看護師の場合医療職かで随分変わってきます。したがって福祉施設介護員だとかホームヘルパーは福祉職ですから、かなり低くなっております。この図 20 を見ると、うちの保育士たちはいつもガクッとなってしまうのですけれども、なぜこういうことが生まれているのだろうか、ということをお皆さんにもご理解いただきたいと思います。皆さんは病院関係者ですから、看護師は所定の養成機関・大学・短大等を卒業し、国家試験を受けて合格しています。それだけで、資格としてはいいのかもしれませんが、実際に働くためには都道府県できちんと登録がされて、初めて看護師として働けます。もう少し言

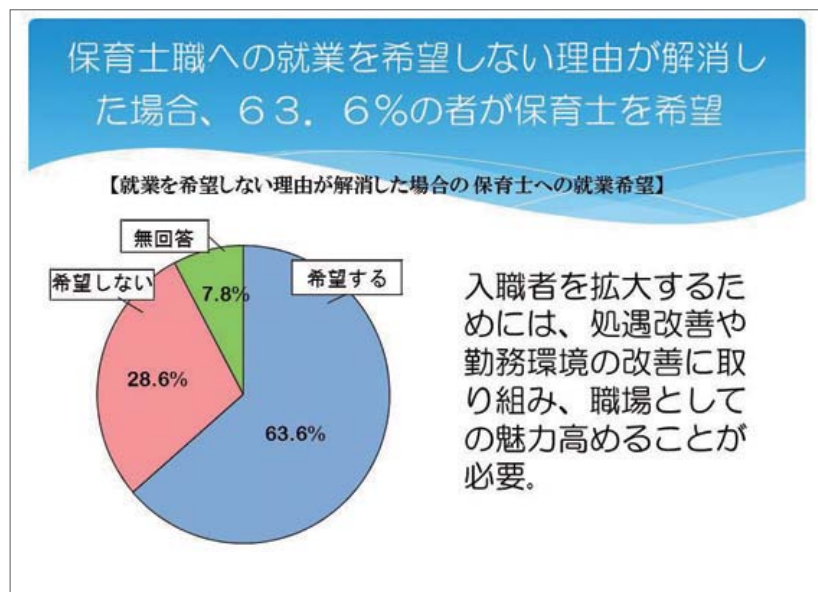


図 19「保育士職への就業を希望しない理由が解消した場合、63.6%の者が保育士を希望」

保育士の給与水準

|         | 平均年齢 | 勤続年数 | 所定内給与額<br>(千円) | 年間賞与その他<br>特別給与額<br>(千円) |
|---------|------|------|----------------|--------------------------|
| 全 職 種   | 42.1 | 12.1 | 299.6          | 841.6                    |
| 保 育 士   | 34.8 | 7.6  | 209.8          | 573.8                    |
| 幼稚園教諭   | 32.4 | 7.8  | 228.7          | 694.0                    |
| 看 護 師   | 38.9 | 7.7  | 295.6          | 781.8                    |
| 福祉施設介護員 | 39.5 | 5.7  | 207.8          | 456.7                    |
| ホームヘルパー | 44.7 | 5.6  | 207.3          | 285.9                    |

平成26年賃金構造基本統計調査  
・年齢階級別きまって支給する現金給与額、所定内給与額及び年間賞与その他特別給与額  
・職種別きまって支給する現金給与額、所定内給与額及び年間賞与その他特別給与額（産業計）

図 20 「保育士の給与水準」

いますと、それ以前の登録をしていない段階で、看護師と名乗って仕事をしますと、これは法律違反になります。結構厳しい罰則が科せられることになります。

保育士もそれと同じように、2003年あたりでしたか、そのように変わりました。実際に養成機関を卒業したり、あるいは国家試験を受けたりして、きちんと保育士資格をとっても、都道府県知事に登録をして、そして登録がされましたという証明書（保育士証）をもって、初めて保育士と名乗って仕事ができるのです。

保育士と名乗らずにやっていたらいいのですけれども、保育ママだとかの紛らわしい名称は駄目なのです。名称独占権といいまして、紛らわしい名前を使ってはいけないということです。つまり、法律として、資格上は結構高い資格に格上げされたのです。にもかかわらず、給与が伴っていないのです。

少しお年を召された方、あるいは昔の映画やドラマなどをご覧になったら、小学校に入ったところの子どもが貧しい家庭では、丁稚奉公に出されていた時に女の子は子守に出されていたのを覚えていらっしゃるのではないのでしょうか。

つまり、保育というのは昔なら小学生の小さい子どもにもできる子守という位置づけなのです。いまだに子どもと一緒に遊んでいるだけではないのかという誤解があります。保育園に来ているけれど、そこで教育しているわけではない、それから医療行為を行っているわけでもない、ただ子どもと一緒に遊んでいるだけ、子守をしている、というような理解がベースにあるのです。

したがって専門職としては、言葉の上では法律上認知されているけれどもそれに相応しい給与体系ができていない。それがために保育士の給料はこれだけ低く抑えられたままなのです。

## 国立大学内の保育所について

**私** が知っている限りで、大学内の保育所についてお話をさせていただきます。

まず認可保育所は、北海道大学、東北大学、宇都宮大学、群馬大学、東京大学、横浜国立大学、宇都宮大学、金沢大学、名古屋大学、京都大学、九州大学です。ここまでの大学の中に認可保育所があります（図21、図22、図23、緑のハッチのところは、1970年代に無認可共同保育所から認可保育所となった保育所）。

当初、東北大学、群馬大学、東京大学、金沢大学、名古屋大学、京都大学、九州大学の各大学は、組合の力をお借りして、無認可の共同保育所が設置されました。その後、みんなの力で発展させて、認可保育所に作り上げたところ です。

それ以外では、10年くらい前に北海道大学が直営で作った認可保育所があ

| 大学内の保育所（認可保育所）－ 1 － |                                                                              |
|---------------------|------------------------------------------------------------------------------|
| 大学                  | 設置者・認可保育所                                                                    |
| 北海道大学               | 国立大学法人北海道大学 → NPO法人(?)<br>こどもの園保育園                                           |
| 東北大学                | 社会福祉法人 木這子<br>かたひら保育園、こどりの家保育園<br>あさひの森保育園(大学外)                              |
| 宇都宮大学               | 社会福祉法人 峰陽会<br>宇都宮大学まなびの森保育園<br>まなびの森あずま保育園(学外)<br>社会福祉法人 ともの会<br>あさひの保育園(学外) |

図21 「大学内の保育所（認可保育所）－ 1 －」

| 大学内の保育所（認可保育所）－ 2 － |                          |
|---------------------|--------------------------|
| 大学                  | 設置者・認可保育所                |
| 群馬大学                | 社会福祉法人 あおぎり会<br>きりのご保育園  |
| 東京大学                | 社会福祉法人 あしたばの会<br>たんぽぽ保育園 |
| 横浜国立大学              | 社会福祉法人 明真会<br>森のルーナ保育園   |

図 22 「大学内の保育所（認可保育所）－ 2 －」

| 大学内の保育所（認可保育所）－ 3 － |                                                             |
|---------------------|-------------------------------------------------------------|
| 大学                  | 設置者・認可保育所                                                   |
| 金沢大学                | 社会福祉法人 すぎなの会<br>つくしんぼ保育園                                    |
| 名古屋大学               | 社会福祉法人 緑の丘福祉会<br>どんぐり保育園、ひまわり保育園<br>はなのこ保育室（地域型保育小規模保育事業A型） |
| 京都大学                | 社会福祉法人 樹々福祉会<br>風の子保育園、朱い実保育園                               |
| 九州大学                | 社会福祉法人 わらべ福祉会<br>まつぼっくり保育園、杉の子保育園                           |

図 23 「大学内の保育所（認可保育所）－ 3 －」

ります。しかし、現在は、北海道大学の直営ではなくなっていると思います。

宇都宮大学は、有志の皆さんが大学の協力を得てお作りになった。したがって、保育園の名前も「宇都宮大学まなびの森保育園」という大学名を冠しています。

横浜国立大学は横浜市内に元々あった社会福祉法人にお願いをしたということです。

先ほどお話しした無認可の共同保育所から発展した認可保育所の中で、一番早かったのは金沢大学です。金沢大学がどうすれば認可保育園を作れるかということを、その当時の担当者が随分知恵を絞って考えてくださり、金沢方式というのを編み出してくださいました。

それからは、運動の基盤だとか盛り上がり方はそれぞれの大学で違いましたが、金沢方式を踏襲して多くの大学で認可保育園が作られていきました。

私が所属しております緑の丘福祉会について、「緑の丘福祉会のあゆみ」



図 24 「緑の丘福祉会のあゆみ」



(図 24)を参考として資料にしております。私たちが、このように結構苦労して共同保育所から認可保育園に成長させましたということを見ておいていただければありがたいです。

図 25 は、図 4 の下に「認可外」という項目が付け加わっているものです。図の真ん中に地域型と書いてあります。私から言うと、これは本当に保育園なのか、というところはあるのですけれども、一応、認可されている保育園であることは事実です。

ところが、皆さんの周りにある保育所は、目につくところ、比較的・相対的に簡単に入ることができるようなところは、すべて認可外なのです。実のところ、かつては大学の中の保育所と言えば、われわれのような認可保育所か、無認可の共同保育所、あるいは大学病院の保育所がほとんどだったのです。

実際のところ、大学内では認可保育所は少数です。とくに大学が法人化され、男女共同参画のための組織がたくさん出来たことで、それに伴う助成金

も出て、大学としてはいい意味でも悪い意味でも何かしなければいけないというところでほとんどの大学に保育所が出来てきました。それは、運動とは全く別に出来上がったところもあったり、あるいはもともとあった保育園、認可外で苦労して作った保育園がそのまま大学の保育園になったところもあると思います。

大学の保育所と言ったら、数の上では認可外（図 26、図 27）の事業所内施設がほとんどだと思ってください。先ほど触れました認可保育園は、少数派です。

例えば、大阪大学の「まきば保育園」は、ずっと長い間、共同保育園として頑張っていたところなのですが、現在は、大学の保育所になって、民間業者に委託されていると思います。しかし、大阪大学では、もともと共同保育所時代にずっと頑張っていた保育所職員が残っていて、その方がいまだにずっと頑張っておられます。私たちとも折に触れ連絡を取り合いながら保育の中身だけは守っていき、頑張ってくださいっている数

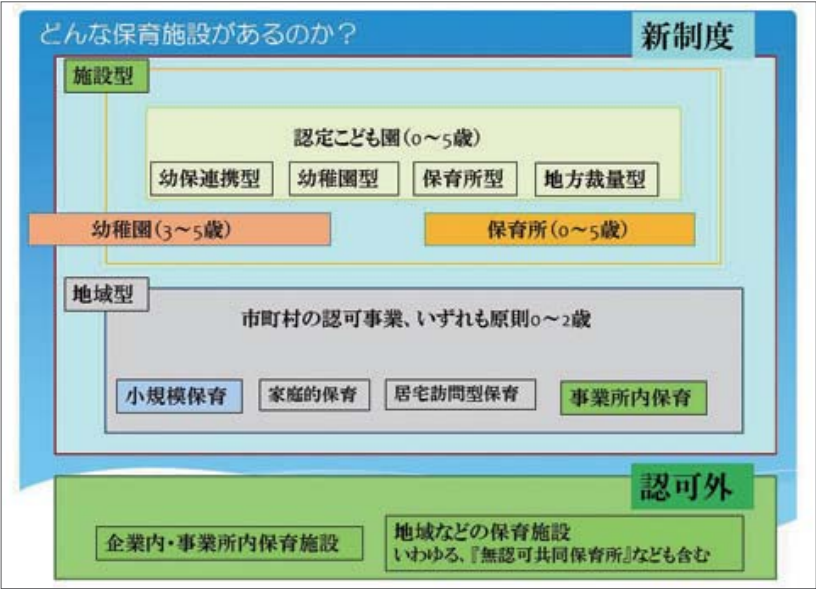


図 25 「どんな保育施設があるのか (2)」

| 大学内の保育所（認可外保育所）－ 1 － |                                                        |
|----------------------|--------------------------------------------------------|
| 大学                   | 設置者・認可外保育所                                             |
| 東北大学                 | 国立大学法人 東北大学<br>川内けやき保育園 (社会福祉法人 木通子に運営委託)              |
| 九州大学                 | 国立大学法人 九州大学<br>たけのこ保育園、ひまわり保育園<br>(社会福祉法人 わらべ福祉会に運営委託) |
| お茶の水女子大学             | 国立大学法人 お茶の水女子大学<br>いずみナーサリー (国立大学法人 お茶の水女子大学)          |
| 東京学芸大学               | 国立大学法人 東京学芸大学<br>学芸の森保育園 (国立大学法人 東京学芸大学)               |

図 26 「大学内の保育所（認可外保育所）－ 1 －」

少ない保育園の一つです。

東北大学の中にも、実は認可保育園以外に「川内けやき保育園」とか認可外保育所があります。これは東北大学にあります認可保育園を運営している「木這子（きぼこ）」という社会福祉法人が大学から委託を受けて運営をしています。

九州大学にも、大学の事業所内の認可外保育所として、「たけのこ保育園」と「ひまわり保育園」があるのですが、これらも、九州大学の中にあります認可保育園を運営している「わらべ福祉会」が委託を受けて運営をしています。

それから名古屋大学、大阪大学、神戸大学、新潟大学、これら大学内にも認可外の事業所内保育所がありますが、全部民間企業が受けているところです。

| 大学内の保育所（認可外保育所）－ 2 － |                                                      |
|----------------------|------------------------------------------------------|
| 大学                   | 設置者・認可外保育所                                           |
| 名古屋大学                | 国立大学法人 名古屋大学<br>こすもす保育園、あすなろ保育園（民間企業に運営委託）           |
| 大阪大学                 | 国立大学法人 大阪大学<br>たけのこ保育園、まきば保育園、ましかね保育園<br>（民間企業に運営委託） |
| 神戸大学                 | 国立大学法人 神戸大学<br>はとぼっぼ保育所（民間企業に運営委託）                   |
| 新潟大学                 | 国立大学法人 新潟大学<br>あゆみ保育園（民間企業に運営委託）                     |

図 27 「大学内の保育所（認可外保育所）－ 2 －」

認可外保育施設の問題点

**認** 認可外保育施設はたくさんあります。どのくらいあるかを示したのが図 28 です。一口に認可外保育施設といってもさまざまです。必ずしも認可外が全部悪いとは私は言いません。しっかり頑張っているところもあります。事業所内保育施設は別に集計しておりますのでこのような形になっているのですけれども、大学の中にある認可外の保育園は事業所内施設となっています。

このうち、届け出の対象になっていないところが事業所内には多く存在します。統計上は 4,480 の事業所内保育施設があって、そのうち届け出をしているのが 700 ちょっとなしかなかった。それ以外は届け出もしていないので、行政でも数はなんとなく把握はしているけれど届け出をしていないところには監査に入れないのです。対象施設には時々年に 1 回とか立ち入り検査をしています。

| 認可外保育施設数など                                |       |           |         |
|-------------------------------------------|-------|-----------|---------|
| 2013年度認可外保育施設の現況取りまとめ<br>2015年3月31日 厚生労働省 |       |           |         |
|                                           | 施設数   | 施設数（届出対象） | 入所児童数   |
| ベビーホテル                                    | 1,767 | 1,610     | 32,984  |
| その他の認可外保育施設                               | 6,172 | 5,674     | 170,213 |
| 計                                         | 7,939 | 7,284     | 203,197 |
| 2014年3月31日現在、事業所内保育施設は含まない                |       |           |         |
|                                           | 施設数   | 施設数（届出対象） | 入所児童数   |
| 事業所内保育施設                                  | 4,480 | 709       | 70,586  |
| うち院内保育施設                                  | 2,761 | 330       | 53,638  |

図 28 「認可外保育施設の現状（1）」

ベビーホテルに対しては毎年実施していますが、実はベビーホテルは監査の結果、指導監督基準に適合していないところが50%もあります。半分しか適合していないのです。それからその他の認可外施設も37%は適合していません。さらに、事業所内保育施設、会社の中にある保育施設、これも30%が適合していません。これは届け出をしているところだけです。監査をしているのは届け出をしているところだけしか行っておりません。

どのようなことが適合していないのかといいますと、

- 乳幼児の健康診断や職員の健康診断を実施していない
- 非常災害に対する計画、消防計画等がない
- 保育に従事する職員の数が足りていない
- 利用者に対する契約内容の書面による交付をしていない
- 施設およびサービスに関する内容の掲示がない

これが指摘されているベスト何とかなのです。要するにこういったところが数の上で蔓延<sup>はびこ</sup>っています。繰り返しになりますが、しっかりやっていらっしゃる認可外保育施設もあります。全部が全部そうだと申ししておりません。

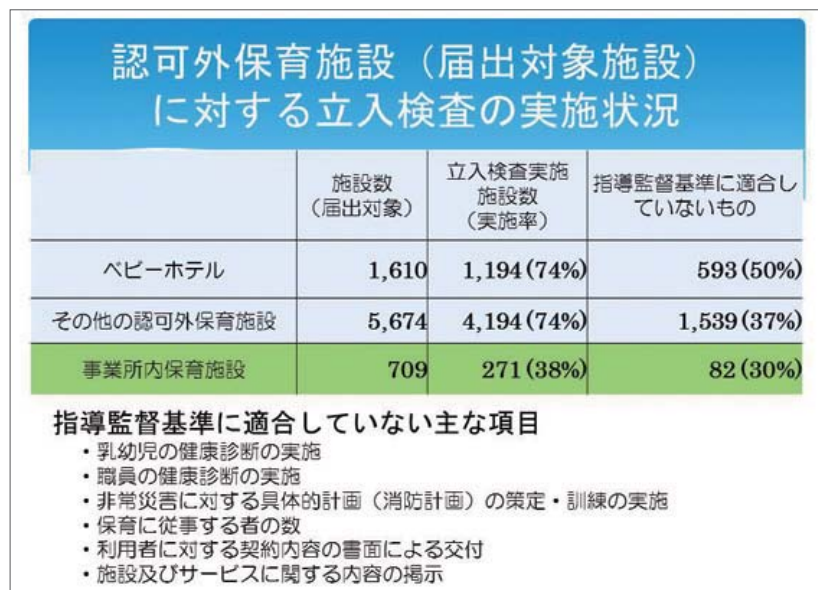


図 29 「認可外保育施設の現状（2）」

## 保育施設での事故

**次**に保育施設の中における事故についてお話しいたします。図 30 は、事故件数などの集計ですが、この統計は2014年の1月1日から2014年の12月31日までに厚生労働省に届け出のあったものです。つまり、事故が発生した日付ではなくて、届け出のあった日付をベースに集計されております。認可保育園でも死亡事故は5件ありました。認可外で12件でした。認可保育園でも死亡事故が起こっています。実際に起こっているのは事実ですので、注意しなくてははいけません。児童一人当たりでどれぐらい事故が起こっているのかといいますと、左下の棒グラフを見てください。認可保育園ではうんと少ないのですけれども、認可外はこれだけあります。やはり、認可保育園に預けておくほうがリスクは少ない。リスクがゼロとは私は申しません。やはりあります。公立の保育園でも死亡事故はあります。けれども数はうんと少ない。それだけ注意をしている、対応をしていると考えております。



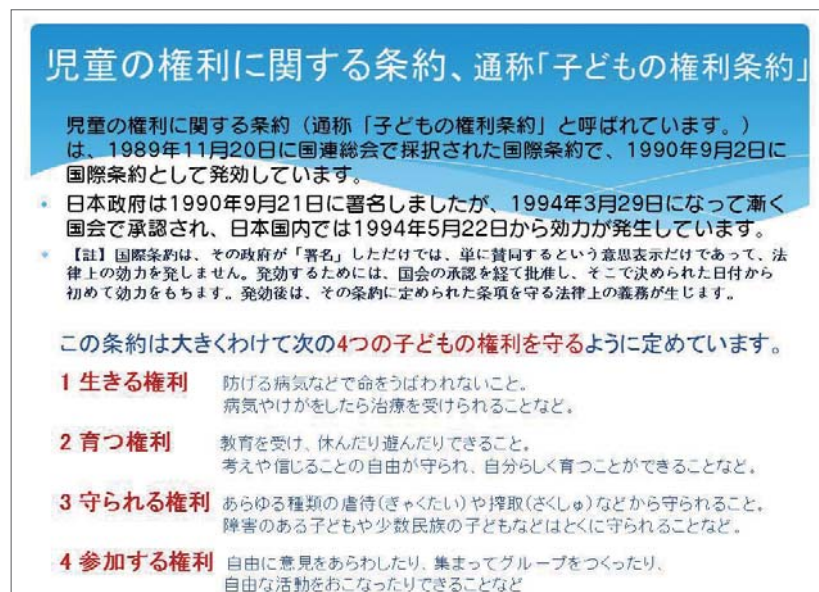
図 30 「保育施設における事故報告集計」



## 保育所は子どもが育つ権利を保障する場であるべき

**実**際のところ、事業所内保育施設だとか、いろいろ保育園が出来てきています。現在の事業所内保育所で、ほとんどのところが厚生労働省からの助成金なり補助金なりをもらっているところが多いのです。では、どこから助成金をもらっているのか。厚生労働省はもともと二つあった省が一つになったので、旧労働省側の助成金が多いです。その財源は何かといいますと、実は雇用保険なのです。雇用保険を財源にして、厚生労働省は従業員の労働に着目した考え方、つまり、保育に対してではなくて、労働を保障するために助成金を出しています。

一方、国連が定める、「児童の権利に関する条約」通称「子どもの権利条約」というのがあります（図 31）。この国際条約の中に述べられていることは、子どもにもきちんとした権利があるということです。生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利。大きく分けて4つの権利があります。



児童の権利に関する条約（通称「子どもの権利条約」と呼ばれています。）は、1989年11月20日に国連総会で採択された国際条約で、1990年9月2日に国際条約として発効しています。

- ・ 日本政府は1990年9月21日に署名しましたが、1994年3月29日になって漸く国会で承認され、日本国内では1994年5月22日から効力が発生しています。
- ・ 【註】国際条約は、その政府が「署名」しただけでは、単に賛同するという意思表示だけであって、法律上の効力を発しません。発効するためには、国会の承認を経て批准し、そこで決められた日付から初めて効力をもちます。発効後は、その条約に定められた条項を守る法律上の義務が生じます。

この条約は大きくわけて次の**4つの子どもの権利**を守るように定めています。

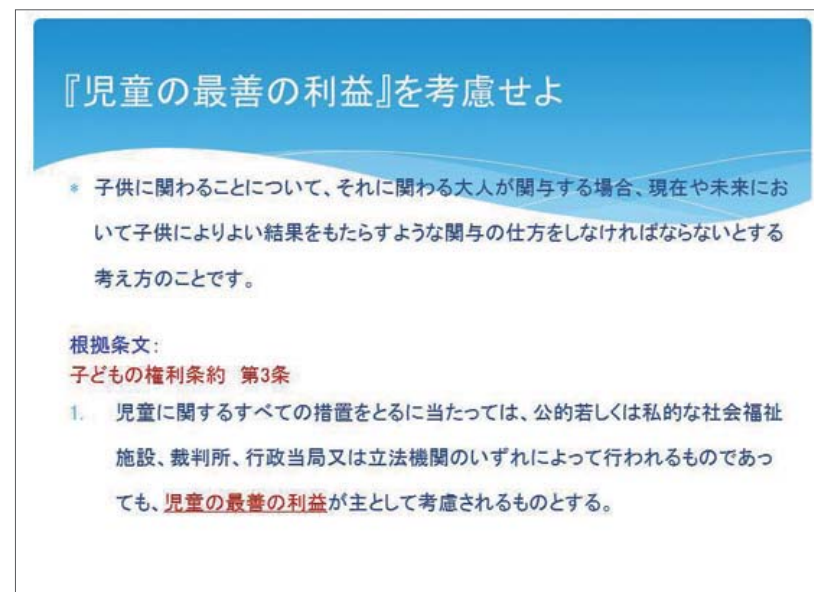
- 1 生きる権利** 防げる病気などで命をうばわれないこと。病気やけがをしたなら治療を受けられることなど。
- 2 育つ権利** 教育を受け、休んだり遊んだりできること。考えや信じることの自由が守られ、自分らしく育つことができることなど。
- 3 守られる権利** あらゆる種類の虐待（ぎゃくたい）や搾取（さくしゅ）などから守られること。障害のある子どもや少数民族の子どもなどはとくに守られることなど。
- 4 参加する権利** 自由に意見をあらわしたり、集まってグループをつくったり、自由な活動をおこなったりできることなど。

図 31 「『子どもの権利条約』が定めている権利」

この第3条（図 32）には「児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする」と書かれています（外務省の公定訳による）。

日本は、この権利条約を批准しております。1990年に署名して、1994年に国会で承認され、成立してすでに20年たっているわけです。したがって、児童に関する行政を進めるにあたって、保育所を作るのは、親が働く権利を守るためではなくて、子どもが育つ権利を保障するためでなければなりません。それが保育所で、そうしなさいというのがこの条約なのです。

私の理解は、“子どもがしっかりと保育されて、成長が保障されていますという保育所”ということです。したがって、子どもが生きて帰って来てくれるけれど、しかるべき成長をしているのかどうか、確信ができない保育所に預けて働くというのは、本当に安心して働けるといえるのかどうか。つまり保育の質ということについても、ぜひ考えていただきたいと思っております。



『児童の最善の利益』を考慮せよ

- ・ 子供に関わることにについて、それに関わる大人が関与する場合、現在や未来において子供によりよい結果をもたらすような関与の仕方をしなければならないとする考え方のことです。

根拠条文：  
**子どもの権利条約 第3条**

1. 児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、**児童の最善の利益**が主として考慮されるものとする。

図 32 「『児童の最善の利益』を考慮せよ」

## 社会福祉法人制度改革の問題点

**社**会福祉法人制度改革というのが、現在、調べた段階（2016年2月27日）ではまだ国会（参議院）では審議されておりませんが<sup>（註）</sup>、前の国会で衆議院は通りました。そして参議院に送られました。前の国会というのは安倍首相から見たらどうでもいいような法律はほったらかして、いわゆる安保関連法案にまい進していた、それに忙しくてほかが全部ほったらかされたのです。参議院には回ってきたけれども一回も審議されずに継続審議になりました。今国会になってもまだ審議がされておりません。

しかし、社会福祉法人制度を大いに改革しまして、営利企業がうんと参入できる道を開きたいと。保育所を経営している社会福祉法人というのは、多くのところが一法人一保育所あるいはせいぜい二施設程度なのです。そういった零細法人は全部退場していただいて、大きなところに集約していこうというのが今回の制度改革なのです。

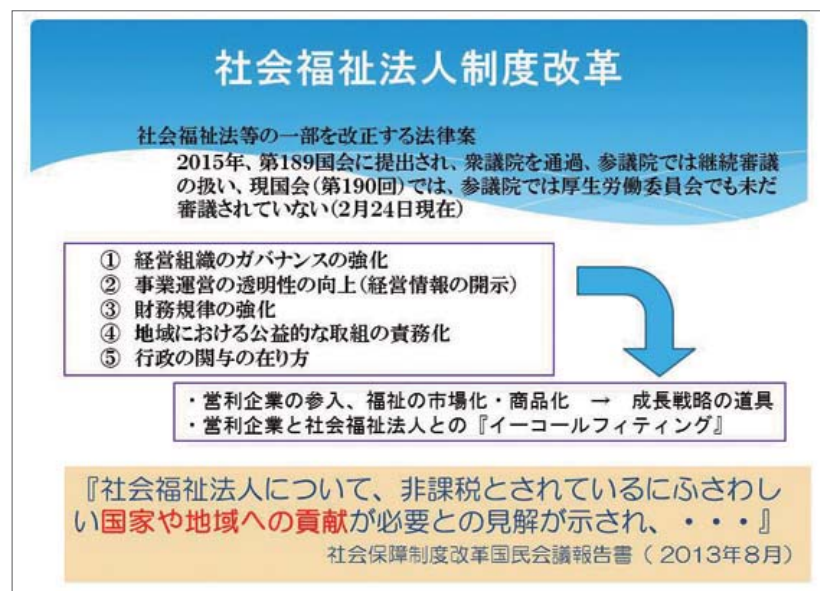


図 33 「社会福祉法人制度改革」

ひどいことに、皆さん、これをよく肝に銘じて欲しいのですが、社会福祉法人について非課税とされているにふさわしい、—— 実は社会福祉法人も社会福祉事業や公益事業、収益事業などの事業をできるのですけれども、社会福祉事業と公益事業をやっている限りにおいては、非課税なのです。—— したがって、非課税とされているにふさわしい、国家や地域への貢献が必要との見解が示されています（社会保障制度改革国民会議報告書 {2013年8月}）。国民に対する貢献ではありません。国家に対する貢献を、社会福祉の分野でも求められている、そういう時代に入ってきています。つまり、昨年の国会で問題になった安保関連法も、保育所などの社会福祉施設も全然無縁ではない状況にまで、いま組み込まれようとしています。国会、参議院で採択されなければ廃案になるので、頑張っていく必要があると考えています。

## おわりに

**京**都大学の保育園は、月に1回だったか週に1回だか忘れましたが、組合事務所に保育所職員が出向いて相談日というのを設けています。われわれのところも、毎月定例で相談日を設けております。組合員の方であろうがなかろうが相談に来ていただければ一緒にいろいろお話ししたいと思っております。ぜひ、声をかけていただければと思います。

保育所にも、保育所職員の組合があり、頑張っています。その中で、利用者としての保護者の皆さんや組合と連携しながら、保護者がどんな状況に置かれているのかを知りながら進めたい、と常に願っております。皆さんの側から、コンタクトを取っていただければ、とてもうれしいと思っております。（拍手）

（註）社会福祉法等一部改正案は、本学習会の後、2016年3月23日、参議院本会議において修正の上可決（付帯決議も）、同日再度衆議院へ。3月30日衆議院厚生労働委員会にて可決、3月31日、衆議院本会議において可決、成立。3月31日公布。一部を除き、2017年4月1日から施行。